

法令と判例ニュース (N.º 8-07)

A.- 法令

1.- 職種別の最低給料(PISO SALARIAL PROFISSIONAL)

7月11日、サンパウロ州知事、ジョゼ、セーハ(JOSÉ SERRA)は、下記に記載された労働者以外へ適用される、職種別の最低給料を R\$ 410,00: (家事手伝い、農業労働者、漁師等) R\$ 450,00 (農業機械の運転手、美容師、給仕等) と R\$ 490,00 (衛生健康関連の労働者、農森林業の管理者等) に制定した州令(Lei n.º 12.640)を發布した。

本法令の対象外労働者は連邦令又は労使協約により、既に職種別の最低給料が規定されている労働者、州及び市の公務員と連邦法令(Lei n.º 10.097)に規定する見習労働者としている。(art. 2º)

今回、発表された州知事の職種別の最低給料と連邦法令で規定された最低給料との違いと適用について、多くの人は疑問を持たれたことと思われる。

当国の諸最低給料を少しでも良く理解出来るよう、次の通り整理してみた。

1.1.- SALÁRIO MINIMO (最低給料)

憲法第7条IV項と労働法第76条に従い、最低給料は連邦法令の規定により、労働者と家族が最低必要とする住居、食糧、教育、健康、娯楽、衣料、衛生、交通と社会保険を満たす給料と定義され、ブラジル全土へ適用される。

今年4月1日以降、現在の最低給料はMP n.º 362によりR\$ 380,00となっている。

インフレ率が高かった当時は最低給料の変動にリンクした諸契約書の価値修正に多く使われていたが、89年以降は最低給料の変動にリンクした価値修正は禁止されている。(lei n.º 7789/89, art. 3º)

1.2.- SALARIO MINIMO PROFISSIONAL (自由職業の最低給料)

本最低給料は法令で規定された自由職業に適用されるもので、例えば、医者(médico)、技師(Engenheiro)等が労働者として働く場合支給される最低給料である。

技師(Engenheiro)の例は、一日6時間の勤務で最低給料の6倍が最低給料となっている。(Lei n.º 4950-A/66) 従って、現在、技師(Engenheiro)の最低給料は一日6時間勤務でR\$ 2.280,00 (R\$ 380,00 x 6)となる。

1.3.- PISO SALARIAL PROFISSIONAL (職種別最低給料)

毎年又は2年に一回、企業組合と労働者組合(Convenção Coletiva)又は一企業と労働組合(Acordo Coletivo)間で労働条件の改正を目的とした団体交渉(Negociação Coletiva)が行われ、労使協約が結ばれる。

団体交渉のベース(Data-Base)となる日は職種と地域により違う。例えばサンパウロ市の紡績、化学工業の労組は11月1日、銀行員労組は9月1日等となっている。

PISO SALARIAL PROFISSIONALは労使協約により制定されるカテゴリの最低給料であり、1.1.項の最低給料を数テン、パセント、オーバーした金額が職種別最低給料となっている。

1.4.- SALÁRIO NORMATIVO (労働裁判所が制定した給料)

上記1.3.項の団体交渉が決裂し、スト権行使等の労働争議の解決へ労働裁判所が調停を試みるが、調停不成立の場合、労働裁判所が諸事情を勘案し判決を下しているが、判決文中に、対象労働者の最低給料(Salário Normativo)を規定していたケースが多々あった。

しかし、最高裁判所は、労働裁判所による最低給料の制定は立法権の行使を意味し違憲行為との判決から無効となり、その後、労働裁判所は労働争議解決の判決文から最低給料の制定を除いた。

今回、州知事が発布した法令は上記内容から職種別最低給料のカテゴリに属し、組合組織を持たない或は団体交渉を進める力の無い業種の労働者を対象とした、労働者支援を意味する最低給料の制定と判断される。

B- 判例

1. - 売上金(FATURAMENTO)の差し押さえ

連邦高等裁判所は租税或は労務関係の確定負債の強制執行の際、債務者の売上金を差し押さえる処置は、会社自体の差し押さえを意味し、民事訴訟法第620条に従い、債務者が差し押さえ対象物件を所持しない場合のみ適用される例外的処置であり、売上金の差し押さえには最大の注意を払うべきとの判決を下した。(AgRg na M.Cautelar n.º 11.895-RJ-2006/0174253-0 /STJ- 1ª T.)